

これまでの課題等に対する対応検討箇所一覧

整理No.	意見の カテゴリ	課題等	意見提出 時期	主な 発言者	課題等の対応検討箇所		
					指針(案) 解説	ガイド ライン	使い方編
1	内容の 充実	・指針(案)解説刊行後に成立した歴史まちづくり法等の動向を含めて、特別な景観的配慮が必要な地域に関する記載の更新や歴史的地区での道路デザイン上の留意事項等の内容を充実させる必要があるのではないか。	事前レク	池邊委員	●	●	
2	内容の 充実	・近年の自動車交通から歩行者や公共交通を優先した道路整備に関しても道路ネットワークの観点からの検討の重要性について追記する必要があるのではないか。	事前レク	真田委員	●		
3	内容の 充実	・道路空間のリノベーション(再配分や沿道との一体整備等)について最新の動向を踏まえて内容を充実させる必要があるのではないか。	事前レク	平野委員	●		●
4	内容の 充実	・平成28年12月に成立した無電柱化法の趣旨を含めて、内容を充実させる必要があるのではないか。	事前レク	池邊委員	●		
5	内容の 充実	・維持管理が今後さらに重要になることが見込まれる状況を鑑み、内容を充実させる必要があるのではないか。	事前レク	天野委員長	●	●	
6	内容の 充実	・「4-4-5道路と沿道の一体整備」について、当時は良い事例はあまり無かったが、近年では官民が協力した良い事例があるので充実させる必要があるのではないか。	第1回	平野委員	●		
7	内容の 充実	・「4-6他事業との連携」では当時は良い事例はあまり無かったが、最近では民間の商店街の活性化事業等の良い事例があるので充実させる必要があるのではないか。	第1回	平野委員	●		
8	内容の 充実	・「5-6ユニバーサルデザイン」にはバリアフリーの動向によっては充実が必要ではないか。	第1回	平野委員	●	●	
9	使用法	・本書の現場での使われ方も含めた検討が必要ではないか。(防護柵ガイドラインと共に利活用を更に促進させる必要がある。)	事前レク	佐々木委員	●	●	●
10	使用法	・発注者側が意識しなくても受注者側から問いかけられるような、確実に検討を実施する仕組みをつくる必要があるのではないか。	事前レク	森山委員			●
11	使用法	・『道路のデザイン』の役割と使い方の参考資料は、誰がどの段階で何を決めるのかが分かりづらい。事業段階ごとの考え方が必要である。	第1回	真田委員			●
12	使用法	・防護柵の必要性の検討についてガイドラインとしては誰がどの段階で必要性を判断するのかという内容も盛り込む必要があるのではないか。	第1回	真田委員		●	
13	照明	・光源の標準がLEDになりつつあるが、LEDの特徴に留意する必要があるのではないか。(一般にLEDは灯具とランプが一体で製作される場合が多い。)	事前レク	福多委員	●	●	
14	照明	・道路照明の道路縦断方向の連続性の保持について言及してはどうか。(照明柱や灯具の形状の統一性に関する内容)	事前レク	事務局	●	●	
15	照明	・道路照明について現在の検討では照明柱の色等の屋間の景観であるが、夜間景観に関する視点が抜けているのではないか。今後はLEDが一般的となり光色のバリエーションが増えていくと、設計する時期によっては光色が変わってしまうと問題である。夜間景観は見下ろす視点等を含めたマクロな視点で戦略的に考えていく必要がある。	第1回	福多委員	●	●	
16	石積	・歴史的価値の高い建造物や空石積み擁壁等の既存道路施設についての保全の考え方を追記する必要があるのではないか。	事前レク	真田委員	●		
17	石積	・「5-15-1歴史的建造物等の保存」で空石積みは歴史的価値があるから残すものではなく、レジリエンスの価値や環境問題の側面からも使用したほうがよいものである。歴史的価値や見た目だけに落とし込むのは非常にもったいない。 ・空石積みについては指針(案)解説の土工の部分にも入ってくるかもしれない。	第1回	真田委員 天野委員	●		
18	災害	・災害復旧時の道路景観に対する配慮事項を追加する必要があるのではないか。	事前レク	真田委員 平野委員	●		●
19	災害	・災害復旧時における景観配慮の考え方について、中越地震後に時間的な余裕が無く、のり面型枠や補強土擁壁等の道路構造物だらけの道路ができてしまったため、そのあたりを留意事項として追加する必要があるのではないか。	第1回	平野委員	●		
20	占用	・道路占用物件に対する道路デザイン上の留意点を充実させる必要があるのではないか。	事前レク	真田委員	●	●	
21	占用	・道路附属物以外の道路占用物件や舗装、街路樹等についても、必要に応じて、配慮事項を追加する必要があるのではないか。	事前レク	天野委員長	●	●	
22	占用	・道路附属物以外の道路占用物件や法定外のカラー路面標示等についてもガイドラインで取り扱う必要があるのではないか。	事前レク	天野委員長	●	●	
23	占用	・道路管理者以外が取り扱う道路占用物については、1つ項目立てをしてもよいのではないか。特に、防犯灯や電柱を盛り込みたい	第1回	平野委員	●	●	
24	他	・道路を取り巻く最新の動向や追加説明の必要性等を踏まえて、文章や事例写真等の更新を行う。	事前レク	事務局	●	●	
25	他	・道路標識等を撤去・集約するだけでも、景観が改善される場合があるのではないか。	事前レク	池邊委員	●	●	
26	他	・経年変化を考慮し、施工直後だけでなく、維持管理段階を含めて検討を行う必要があるのではないか。	事前レク	事務局	●		
27	他	・路面の色彩(車道、自転車走行空間、交差点内等)について、景観に配慮した検討を行う必要があるのではないか。	事前レク	天野委員長 真田委員	●	●	
28	他	・近年は暫定供用期間が長くなっており、将来形を見据えた暫定整備の留意事項を補足する必要があるのではないか。(残地を防草シートで覆ったり、コンクリートで固めて放置されている事例がある。)	事前レク	佐々木委員	●		
29	他	・設計上は現れなかった現場での対応や施工の精度について考え方を追記する必要があるのではないか。(近年の施工技術の低下により高低差の擦り付けや石張り等の収まりが悪い事例がある。)	事前レク	佐々木委員	●		
30	他	・施工中の仮囲いにブルーシートを用いている事例が見られるが、施工期間中の仮設物への配慮事項を追記する必要があるのではないか。	事前レク	天野委員長	●		
31	他	・ガードレールにダークブラウンを採用している事例があるが、塗装面が比較的大きな防護柵は、地域特性や背景によるが、グレーベージュが望ましい。本書の利用者が勘違いしないように、より明確に記載できないか。	事前レク	事務局	●	●	
32	他	・防護柵以外の道路附属物として、道路照明柱、道路標識柱、歩道橋、遮音壁を追加する必要があるのではないか。	事前レク	事務局		●	
33	他	・防護柵以外の道路附属物についてもガイドラインで取り扱う必要があるのではないか。	事前レク	事務局 井上委員		●	
34	他	・色彩の調和とともに、橋名等を印字する際のフォントについて、考え方をまとめられないか。	事前レク	事務局		●	
35	他	・「5-2-4のり面の表面処理」に補強土壁擁壁等のここ10年で一般化してきた技術に対しても景観に配慮するように言及してはどうか。	第1回	平野委員	●		
36	他	・「5-3-2型式選定と本体設計」にエクストラドーズド橋等の近年一般化しているPC鋼材の外ケーブル方式に触れておく必要があるのではないか。さらに、経済的な理由で採用されやすいI型ブレン桁やI型ポステン桁のボトムアップについて、現場打ち地覆コンクリートの工夫等で一定の効果があるので、採用する際の留意事項や現場で工夫できることを追加してはどうか。	第1回	平野委員	●		
37	他	・「5-13-1土工の考え方」で暫定供用についての改定は、本当に現場が実行してくれるのか疑問であり、設計時点の工夫の方が本質的な問題である。	第1回	佐々木委員	●		●
38	他	・デリニエーターの灯具の色やカーブミラーの枠の色について、4-6のその他の道路附属物等の部分で言及してはどうか。	第1回	森山委員		●	
39	他	・更新時に防護柵の代わりに植栽を設置する考え方や植栽が生育したことで既存防護柵を撤去する考え方はガイドラインのどこに落とし込むのか検討する必要がある。	第1回	天野委員		●	